

年末特別警戒の実施について

年末に発生が懸念される犯罪の未然防止を図るため、関係機関、防犯ボランティア団体等と連携した特別警戒を実施します。



12月15日(日)から12月31日(火)

● ● ● 運動重点 ● ● ●

- ① 特殊詐欺被害防止
- ② 金融機関、コンビニエンスストア等 対象の強盗事件の防止
- ③ 自転車盗を始めとする乗り物盗被害の防止



1月10日は110番の日!

110番は事件や事故などが発生したときに皆さんの安全を守る緊急通報電話です。

通報の際は ① なにが ② いつ ③ どこで あったのか

を正しく伝えることが事件や事故を早く解決する決め手となります。

特殊詐欺が疑われる

「お金を取りに行く。」

「キャッシュカードの確認に行く。」

との電話を受けた場合は、すぐに110番通報して被害を未然に防ぎましょう。



12月

前橋警察署
大利根駐在所
252-4458

夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材の着用促進について

- ドライバーの皆さんへ
早めのライトの点灯は、暗くなり始める夕暮れはもちろん夜間の交通事故の防止に効果があります。
- 歩行者・自転車運転者の皆さんへ
夜間に限らず、夕暮れ時に外出する際も反射材を着用しましょう。反射材を身に付けることで、車の運転者に自分の存在を知らせることができます。
自転車に乗車する際も、夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。



上州くん安全・安心メール

不審者情報、事件事故情報などを「上州くん安全・安心メール」でメール配信しています。配信を希望される方は、「QRコード」からアクセスして登録してください。



大利根駐在所管内
事故・犯罪発生状況
(令和6年10月末現在)

- ★ ケガのある事故 18件
- ★ ケガのない事故 88件

主な事件

☆自転車盗 3件
前橋署管内においては車上ねらい、自転車盗の被害が多発しています。
※ 車・自転車には必ず鍵を!